

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第卷一十五第

月八年五十和昭

哀辭 故財部教授遺影署名及原稿

### 論叢

支那の農家負債と農地の抵押……………經濟學博士 八木芳之助  
水産資源の保全について……………經濟學博士 蜷川虎三

### 時論

東亞新秩序建設と新國民政府の發展性……………文學博士 矢野仁一

### 研究

民國初期の兌換券……………經濟學士 徳永清行  
自由貿易主義の吟味……………經濟學士 岡倉伯士

### 記事

財部教授逝く  
故財部教授年譜及著書論文目錄

### 追憶文

神戶正雄 本庄榮治郎 蜷川虎三  
木村喜一郎 吳文炳 宗藤圭三  
青盛和雄 松岡孝兒 石川興二  
黒正巖 藤本幸太郎 谷口吉彦  
岡崎文規

### 附錄

### 彙報

外國雜誌論題

## 研 究

### 民國初期の兌換券

——特に中國銀行の發券事項について——

德 永 清 行

中國銀行は Edward Kann 即ち耿愛德に依れば “From the flaming ruins of the Ta-Ching Government Bank emerged the Bank of China, its direct successor.” と云つて居り、大清銀行の灰燼の中からその直接の後継者として出發したわけである。併し乍ら形式的にいへば大清銀行を其儘に繼承したのではなく、中國銀行は創業されたものであつて、即ち大清銀行についてはこれが清理處の設立により前清中央銀行としての殘務が清算され、中國銀行についてはこれが籌備處の設置により民國中央銀行の新基としての準備が進められたものであつた。<sup>1)</sup> 大清の名既に消滅に歸し、大清銀行は清理即ち清算を宣告されたのであるが、先づ上海大清銀行が中國銀行として更生したる當初に於ては大清銀行の舊業を回顧すべき種々の理由が残存したから、中國銀行は名目上は大清銀行とは別個のものであつたが、實質上は關係絶滅し得ざるものがあつたことも認めなければならぬ。就中、第一要

1) E. Kann, *Modern Banknotes In China, Finance & Commerce*, August 4, 1937, p. 117, (邦譯、カン、近代支那貨幣史、華譯、中國紙幣發行之沿革、中行月刊 第十六卷 第一期—第十七卷 第六期)  
G. Vissering, *On Chinese Currency*, Volume II, pp. 43-45.

義は國家信用にかゝるものにして民國當初にありては國信の確立を急務とせしや勿論にして政府は商民の被害を補償し以て民國新營の事業例へば公債の募集紙幣の發行の如きに疑惑を避けるを得、中國銀行への民間投資を圓滑にするを得べく、従つて第二要義たる債權債務にかゝるものについても、債權債務關係にして中國、大清の兩銀行間に互るものを判然ならしむるを必要としたから、中國銀行は舊大清銀行に關係ある向と聯關を絶つことが出来なかつたのである。<sup>2)</sup>

中國銀行の第一歩は南京臨時政府の下に上海大清銀行を中國銀行として開辦せるに始つた。宣統三年即ち一九一一年十月から民國元年即ち一九一二年二月に至る騷亂の中にありては全國土に互りて混亂、恐慌、掠奪が所在に行はれたのであり、舊大清銀行株主は南京臨時政府に歎願する所あり、行名を變更して營業繼續の許可を得たのであつたが、民國元年即ち一九一二年二月五日に至つて新組織の開辦が上海の舊大清銀行構内に於て舉行され、舊銀行は閉鎖となつた。而して北京に於ける中國銀行總行は同年六月その設立のために籌備處が設けられたが、八月一日までは資本金の缺乏によつて開業には至つてゐなかつた。

もつとも上海に於ける中國銀行の正式開業も一九一二年十二月二十六日發布の中國銀行設立に關する大總統令を推斷の根據とする時は二月五日より更に延期されたものの如くである。<sup>3)</sup>

中國銀行それ自體を規制せる法規はカンによれば、民國元年即ち一九一二年十二月二十五日に大總統令が發布された時、中國銀行章程が公布されたものゝ如く、その内容は全國の金融市場を統制すべき立場にある該行は準備額大なるものを有すべく、同國內に於ける金融逼迫時に對應すべきものなりとして勸告せるを述べてゐる

2) 周葆鑾、中華銀行史 pp. 38-40.

3) E. Kann, *ibid.* p. 117.

が、右の原文を見ることを得ないから、こゝでは民國二年即ち一九一三年四月十五日に公布されたる中國銀行則例によつて同行發行券に關する事項を一應檢討することにした。中國銀行則例を草するに當りての提案の主旨は、財政部は中央銀行を籌設して紙幣發行、國庫統一の樞紐たらしめんとしたるを明にせる所があつた。

民國成立、百端待理、而整理財政、尤爲先務之急、然軍興以來、本國各種金融機關、全然破壞、金融全權操諸外人之手、苟中央不急設一完全之金融機關、則紙幣不能發行、國庫無從統一、金融滯塞、匯兌不通、工商坐困、稅源日竭、雖欲整理財政、亦決無著手之處、故中央銀行之創辦、在今日中國財政若如幣制混亂金融窘迫之秋、誠不可一日或緩、茲特擬定中國銀行則例三十條（下略）

その大旨としては三項を掲げたのであつて、一は中央銀行の辦法として國有主張の如何であり、銀行理論と各國の先例に則して股分有限公司（株式會社）の制度を採りたる所以、二は軍興以來金融、緊急の度を加へ、國民に企業心缺々を以て銀行創辦に當りて株式應募を顧慮し政府に於て先づ四分の一を引受け開辦を行ひ先づ基礎を定め、金融復活の時に及びて情形を酌量し株式募集のこととし速急に開辦せんとしたる由來、三は新創の中央銀行としての中國銀行は完全中央銀行たらしめ以て民國金融の基礎を定めんとして完全中央銀行制度を採りたる理由を擧げた。

これより早く、一九一二年五月陳金澹は時の北京政府から國家銀行の再組を委囑されてゐたといふ。それは政府が八百萬圓を據出して資本とすべき計劃であつたが、國庫に備えなく、右計劃は脆弱なるものであつて、陳博士の使命は成果を擧げ得ざりしも、當局が市面に不換紙幣の横溢せしむるを防止するに最善の努力を拂ひしが傳へられてゐる。

中國銀行則例第一條及び第二條によれば、中國銀行は股分有限公司即ち株式會社として組織せられ、股本總額即ち資本總額は銀元六千萬圓であつて、その構成は六十萬株を政府引受三十萬株、民間公募三十萬株といふこと

になつてゐた。財政部は右規定に従ひ資本としての拂込を續けることになつたが、民國四年秋民間公募株に關して原案修正を行ひ、九月十三日參政院議を経て同月三十日商股を條件としたる役員規定、株主規定を第一次の修正案とする所があつた。

次で民國六年十一月時の同行總裁王克敏、副總裁張嘉璈により改めて財政部に修正章則が提出されてゐるが、<sup>5)</sup>その要旨によりて拂込濟資本額を次の如く求めることが出来る。

竊惟銀行之基礎在信用、信用之根據在資本、資本之確實與否、一行之信用繫焉、國家銀行、爲全國銀行公司之表率、其內容之虛實、不特一行之信用所繫、一國之公私銀行、與夫大小公司、莫不視爲轉移、數年來吾國上下、紛紛興辦公司事業、而失敗者隨接、推厥理由、皆由資本不充、內容不實、有以致之、中國銀行、爲一國之中央銀行、立金融之中樞、爲商業之保障、必言行一致內容確實、方足以昭示大信、發達金融(中略)

先づ官股について見れば左の如くであつた。

第三條載中國銀行、由政府先交所認股份三分之一以上、開始營業各等語、是按照則例、必須政府交足一千萬元以上、銀行方能成立、乃查自民國元年八月一日起、至民國二年三月三日止、僅陸續撥到洋二百九十三萬零五百八十七元一角五分、隨後由兩次股利項下、撥洋六萬九千四百二十二元八角五分、始湊成三百萬元整數、是較之千萬之額相差尙鉅、嗣經前湯總裁一再請求補足股本、始由部允撥到六釐公債票一千萬元、作價七百萬元、補足千萬之數(中略)

夫以信用爲基礎之銀行事業、又爲全國之中央銀行、其資本之虛實、所關何等重大、乃政府始認先交一千萬元、僅交實款二百餘萬、繼續續交一千萬元、僅交房產生財低價一百餘萬、累次均以虛言欺飾、將何以取信於商民、此關於官股一項、不可不從速確定者一也(下略)

而して商股については四年九月商股を開招して以來拂込を得たるは三百六十四萬三千三百元なるを以て資本について經過的措施が講ぜられることになつた。

5) 中國銀行則例は民國二年四月十五日公布、第一次修正案は四年九月三十日參政院修正、第二次修正案は六年十一月二十一日、修正中國銀行則例として公布。

擬請於第二條股本總額、確定銀元六千萬元、但明定先招一千萬元、第三條即改爲中國銀行、收足股本一千萬元、開始營業、此一千萬元之內、其一部即由政府認購、不論官股商股、同爲股東(中略)查政府前後所交現金及房屋折價共四百二十八萬一千元、商股共收足三百六十四萬三千三百元、共七百九十二萬四千三百元、尙差二百零七萬五千七百元、擬請由部續撥現款七十二萬、一面續招商股一百三十五萬六千七百元、湊足千萬之額、庶幾名實相符、基礎以立、一俟大局稍臻平靜、銀行營業、稍見發達、再行續招(下略)

右は中國銀行より財政部に呈請したものであり、財政部はこれを轉呈する所となつたが、中國銀行よりの提案大旨を穩固なりとし、第二次の修正案に至り、其修正點は資本構成と總裁、副總裁の簡任、董事、監事の選任にかゝるものであつた。役員規定は措き資本構成の變更につきては既述の財政部に呈請せる修正章則に敘せる如く、中國銀行資本は爾來六千萬元と定められたが、實狀に即應して改變されたのである。即ち六千萬元中政府引受の三千萬元については、三分の一を先づ給することになり、その中三百萬元が據出され、殘額につきては六釐公債票一千萬元を七百萬元と評價して補足し、以て一千萬圓の出資となしたのであつた。民國四年一千萬元の追加出資並に公募一千萬圓といふことになつたのであつたが、官股としては交付されたるものなく、商股としては中國銀行招集商股章程公布以後、民國六年に及びても未だ三百六十四萬三千三百元の拂込に止まり、當時、時局混沌として併せて歐洲戰亂の影響あり、商股の全額募入は困難なるものであつた。

#### 中國銀行招集商股章程

第三條 中國銀行股本、除由政府業經撥交一千萬元、及現定續交一千萬元外、今照中國銀行則例第二條之規定、招集商股、茲先招十萬股、計一千萬元

官股としては追加一千萬元の中、大清銀行清理處の清算による該行房屋等を二百二十八萬一千元と計上したる

も六釐公債の一部を政府は回収したるを以て、舊株式の拂込の品換にとゞまつた。かくして商股一百三十五萬六千七百元を續召し、官股七十一萬九千元の現金支出を行へば前後計上して官商股各五百萬元となり、計一千萬元に達するを得るのであつた。資本構成は民國二年四月十五日公布の中國銀行則例第二條に於て規定されたるものが、四年九月二日の中國銀行招集商股章程第三條の如く修正され、更に六年十一月二十一日公布の修正中國銀行則例第二條となつたのであつて、六年十二月八日に於ける記録は株金受入高二百二十七萬九千八百元即ち株式二萬二千七百九十八株の超過を報じ漸く拂込總額は一千二百二十七萬九千八百元となつたのである。<sup>6)</sup>この資本構成について中國銀行則例の修正前後に於けるものを對照せば左の如くである。

中國銀行則例

第二條 中國銀行、股本總額、定爲銀元六千萬元、計分六十萬股、每股銀元一百元、政府先行認整三十萬股、餘數由人民認購、

認購總額、超過三十萬股時、得由政府察酌情形、將認整股分、分期宣布、俾與人民

中國銀行、若有增加股本之必要時、得股東總會議決、經財政總長核准後、再行添招

國幣發行後、銀元應遵照幣制則例換算、倘生奇零之數、得迨向股東增減之

第三條 中國銀行、由政府先交所認股分三分之一以上、開始營業、一面招募商股、招股章程另定之

修正中國銀行則例

第二條 中國銀行、股本總額、定爲銀元六千萬元、計分六十萬股、每股銀元一百元、先招一千萬元、計十萬股、政府得酌量認購

以資提倡

中國銀行、若有招集股本之必要時、得由股東總會議決、經財政總長核准後、再行添招

第三條 刪

修正前後の條文を對比せば政府は認整より認購の可能へ轉化してゐる。元來政府の獨占となるを避けるにあり

6) Tien Yue Dzen, Das Bankwesen in China, 1927, S. 51. 前掲、中華銀行史 PP. 117-118.  
 7) 因みに E. Kann, ibid. p. 117. によれば設立當時並に其後數年間の實情は官民兩者の財源から事實上有効に利用された資本は千萬圓を超えなかつたといふ。

たるが、必ずしも認整に拘泥する必要なきに至れるを財政部への呈請修正章則中の主旨に於て知る。これを前掲王克敏より財政部への呈請文に求むるに次の如きを見る。

至以前則例、規定政府股款、不日認購、而日認整、意在倣效各國先例、趨重商辦、且不使政府獨占有利之事業、立法之意、不爲不善、但政府所購股票、本可酌量情形、隨時出售、如果政府不願獨佔、自可相繼售出(下略)

かくして修正則例既に公布され、中國銀行は右により(第二十八條)中國銀行章程六十九箇條を株主總會に於て議決し、財政總長に呈請し民國七年一月二十五日の決定に至つた。<sup>8)</sup>

資本の拂込額は既述の如き經過に於ける如く有効に運用されたる總額は豫定に到達しなかつたが、同行の分行分號の設置は年毎に數を加え民國六年即ち一九一七年に至つては一百五十五を計上し、營業範圍は殆んど全國に及び、廣西、甘肅、新疆にも伸びんとするに至つてゐた。<sup>9)</sup>

總行(總管理處)——分行——分號  
匯兌所

分行二十一(但し雲南分行は籌備中)、分號六十一、匯兌所七十三、計百五十五(周葆鑾、中華銀行史八五—一〇七頁により民國六年七月までの數字より計上す)

<sup>10)</sup> 管理處とは民國三年八月に於ける總裁薩福楙の提議に發し、同年九月にこれが設置に至り、専ら總分行號の指揮監督機關となつたものを云ふ。

## 二

中國銀行則例は民國二年四月十五日參議院の議決を経て公布されたのであり、兌換券の發行に關する規定は第十二條であつた。第十二條は、中國銀行は兌換券を發行す、但し須く兌換券則例を遵守すべし、兌換券則例は法

8) 中國銀行章程は大體日本銀行定款と一致してゐるのであるが、中國銀行章程は監理官の規定を特に別個の章程となす。一周葆鑾、中華銀行史 p. 78.  
9) E. Kann, *ibid.*, p. 117 に依れば同行の業績は顯著に發展して、本文より二年前一九一五年末には Nearly 150 branches を有せりと述べてゐる。併し一九一五年末は設立年次不明のものを既設としても分行 十八、分號 五十四



律を以て之を定む、前項の法律未だ施行されざる以前は、財政部の規定する暫行章程に依照して辦理するを得るといふことになつてゐた。

第十二條 中國銀行發行兌換券、但須遵守兌換券則例

兌換券則例、以法律定之

前項法律未施行以前、得依照財政部規定暫行章程辦理

民國六年十一月二十一日の修正中國銀行則例に於ては兌換券發行に關しては(修正則例第十二條)何等の變更を見ず。而して右則例第二十八條に依り制定されたる民國七年一月二十五日の中國銀行章程についても、その關係條項たる第二十四條は右規定より以上に出づるものではなかつた。この中國銀行則例については兌換券發行規定には何等の變化を求め得なかつたが、その前後に於ける修正事項は後述の兌換停止を繞つて、これを必要たらしめた理由が存するものであり、中國銀行の役割に轉換を齎すものであつたことは後述の角度に於て留意を要する。

兌換券則例乃至これに該當するものの公布される以前に於ては暫行章程即ち假規則に依りて處理されたのであり、これを求むれば財政部により擬定されたる中國銀行兌換券暫行章程であつた。<sup>11)</sup>即ち中國銀行兌換券は暫時右の章程に依りて辦理されたわけであり、これに照して同行は、その兌換券を全國に流通せしめんとした。右規定は五箇條からなつたものにして、その主旨とする所は左の如くであつた。

竊維一國經濟之流通、全恃銀行紙幣、爲其樞紐、自去秋以來、金融機關、一切停滯、公私出納、皆以現金、遂至周轉無方、商民交困、非有大宗鈔幣流行國內、不足以救濟恐慌、現在中央政府所設之中國銀行、已經籌備組織、次第設立、應請在紙幣則例未定以前、即以該行所發之兌換券、暫時通行全國、所有官款出納、商民交易、均准一律行用、並由該銀行多儲準備金、以供兌換、多設兌換所、以便取攜、總期信用漸孚、藉以維持市面、一俟紙幣則例、經參議院議決頒布之後、再照新章辦理

五十二、計百二十四となるものの如くである。

10) 前掲、中華銀行史 pp. 80-81.

11) 中國銀行兌換券暫行章程は Kann, *ibid.* p. 117 によれば 1911 年 12 月であり、張謙頌、中國金融論 p. 84 によれば 1912 年 12 月となつてゐる。周葆燦、中華銀行史 p. 131 によれば 1913 年 1 月 5 日である。

中國銀行兌換券暫行章程によれば中國銀行兌換券は中國銀行並に中國銀行指定代理處より發行されるものにして左記項目の用途に一律に通用せしめんとされたものであつた。

#### 中國銀行兌換券暫行章程

一、中國銀行兌換券、由中國銀行及中國銀行指定之代理處、一律發行  
二、凡下開各項用途、一律通用此項兌換券

甲、完納各省地丁錢糧、<sup>12)</sup>釐金、關稅

乙、購買中國鐵路輪船郵政等票、及交納電報費

丙、發放官俸軍餉(軍費)

丁、一切官款出納、及商民交易

三、此項兌換券、按照券內地名、由中國銀行隨時兌現

四、凡兌換券內印有兩處地名者、在此兩處皆可通行兌現、不取兌費

五、此項兌換券、如有拒不收受、及折扣(割引)、賒水(割増)<sup>13)</sup>等情、從嚴取締

中國銀行兌換券の發行機關としては、發行局であつて、同局事務は、總行の下に他の處局と共に一局事務として設置され、總務處、會計處、營業局、出納局、發行局、國庫局となつてゐた。

#### 發行局事務

發行局對於京行、與對於各分行一律、各種鈔票之總帳、及各種原券之保管、劃歸總管理處辦理、已印好定在北京發行之鈔票及其帳册、劃歸京行辦理

民國三年九月總管理處の設置せられるや舊總行所管の營業、出納兩局を改めて北京分行とし、この營業、出納兩局を除く舊總行事務全部が總管理處の所管する所となつた。

尙分行組織については中國分行章程によるべく、文書股、營業股、出納股、會計股、國庫股に分れてゐたが、ここに關係の事

12) 地賦と丁賦とよりなる一種の田賦。元素地賦は田賦であり、丁賦は丁税とも稱されたる人頭税であつたが、徵稅上、合併して徵收されることになつた。

13) 括弧内は筆者註。

14) 前掲、中華銀行史、pp. 80-100.

項としては左の一項がある。

第二十三條 分行所有收發保存兌換券及準備金、由出納股兼理、轉帳事務、由營業股兼理、其餘各股事務之分配、由經理另定之分號組織は文書系、營業系、出納系、會計系、國庫系に分たれ、それは分行組織に準ずるものであり、匯兌所組織は、一、匯兌事務、二、生金銀大洋小洋及銅元制錢之買賣、三、兌換券之發兌の三項目を限度とし總管理處の許可なくしてはそれ以上に出づるを得なかつた。<sup>14)</sup>

かくて中國銀行は、中國銀行則例第十二條を基礎として兌換券發行の特權を有し、中國銀行兌換券暫行章程の規定に従ひ兌換券を發行したのであるが、その種類は當初に於ては前清の大清銀行より繼承せる紙幣、米國印造にかかる紙幣、支那石印の紙幣の三種であつたと謂ふ。

(一) 爲李鴻章像票係承前清大清銀行者

(二) 爲美印黃帝像票

(三) 在中國石印者紀念票<sup>15)</sup>

中國銀行兌換券の流通は同行創設當初の數年間は比較的少額を出でなかつたものの如く、これが原因は革命に對しての一般國民の信認缺如にかゝるのであり、更に、私的發行券の市面に過剩、並に墨銀と各種支那銀元についての兌換に關して伏在せし混亂にかゝるのであつた。尤も一九一四年十二月に於ける袁頭銀幣の出現は劃一單位の基礎付けに貢獻したと稱され、一九一九年に及びては上海市場に於ける墨銀と支那銀元間の差異は消失したものの如く、兌換のための銀元についての疑惑は取去されたるかを傳える。<sup>16)</sup>

當時兌換券未だ能く迅速推廣に至らざりし所以は周霖巒に依つて要約せば次の三點である。

15) 前掲、中華銀行史 pp. 130-131. E. Kann, *ibid.* pp. 118-119 によれば 1912年より 1936年に至る間の中國銀行發行券の種類が掲げてあり、銀元紙幣 (dollar notes) の外に銀元小額票 (fractional dollar notes in 'big money'), 小銀元票 (small coin fractional dollar notes), 銅元票 (copper banknotes) が併記されてある。

16) Kann, *ibid.* p. 118.

(一) 各省の紙幣氾濫し供給の需要に過ぎるものありとし、辛亥革命以來各省官銀錢號の紙幣濫發され、其他私立銀行及び外國銀行の發行紙幣の關係の伏在せしを原因の一とす。

(二) 國庫未だ統一に至らずとし、中央銀行紙幣と中央銀行の代理金庫の實績未だ擧げざるを叙したるを原因の二とす。

(三) 幣制未だ劃一なるを得ずとし、鈔票は銀圓の代表であり、全國適用の銀圓を得て鈔票を推行し得べきに、各省の貨幣複雜異常にして各種の支那銀元の流通に加えて、外國銀元其他の外國貨幣の存在或は銀兩使用の習慣、制錢習用の風氣あり、銀幣について見ても未だ統一せざるを以て鈔票自ら流通を困難とせしを原因の三とす。<sup>17)</sup>

民國四年十一月財政總長周學熙の中國銀行兌換券推廣の辦法としたる所は一に濫幣の逐次回收であり、二に國庫の漸次統一であり、三に劃一貨幣を以て舊銀元に代位せしむるにあつた。<sup>18)</sup>

中國銀行兌換券の流通額は漸増せりと謂ふが、その數字を求むれば次の如きものがある。

民國元年	——一九二二年	……一、〇六一、六三六元
民國二年	——一九一三年	……五、〇二〇、九九五
民國三年	——一九一四年	……一六、三九八、一七八
民國四年	——一九一五年	……三八、四四九、二二八
民國五年	——一九一六年	……四六、四三七、二三四 <sup>19)</sup>
民國六年	——一九一七年	……七二、九八四、三〇七 <sup>19)</sup>

### 三

中國銀行はその北京に於ける開設は遅れたるも、民國元年上海に於て開辦せるを以て中華民國の初年より存立したわけであり、従つて民國の年次は中國銀行の年数として計上し得るのである。その業務は一般銀行營業の外既述の如く國庫代理と紙幣發行をなし得たものであり、<sup>20)</sup> 民國の國力統一と金融狀況の改善とに伴ひ中國銀行は漸

17) 前掲、中華銀行史 pp. 132-134.

19) Kann, *ibid.* p. 118. Tien, *Bankwesen*, S. 54. 券發行額は民國四年末に於て三千餘萬元、萬二千九百六十二元である。

18) 前掲、中華銀行史 pp. 134-135.

19) 周傑鑾によれば中國銀行兌換券發行額は民國六年末に於て七千一百八十九萬二千九百六十二元である。民國銀行章程第十七條

進的にその業績を高め來たれるを傳えられるが、ここに注意しなければならぬことは民國五年即ち一九一六年春に於ける袁世凱の帝位問題を繞る紙幣兌換の停止、預金支拂の禁止であつて、この兌換停止は中國銀行の北京分行に於ては避け得られざるものとなつて實現したのであつた。中國銀行がその業績の進展せし反面革命後の不安定期に處しては固より幾多の試練と苦難を蒙らざるを得なかつたのであるが、カンはこの停兌即ちこの主として北京に起れる不換紙幣の強制的發行は中國銀行が遭遇せし最悪の經驗の一つとしてゐる。<sup>21)</sup>

民國五年初、袁世凱の帝位に反抗して雲南に反亂が起り、この西南戰事に當り、商民の兌換請求激化し、北京天津に於ては中國銀行、交通銀行は其の衝動を蒙り、經營苦難に陥り、國務會議は暫時停兌の策を採るに至り、同年五月十二日國務院は命令を發布するに至つたのが即ちこれである。

各國富金融緊迫之時、國家銀行紙幣、有暫行停止兌現、及禁止提取銀行現款之法、以資維持、俾現款可以保存、各業咸資周轉、法良利溥、亟宜仿照辦理、應由財政交通部、轉飭中國交通兩銀行、自奉令之日起、所有該兩行已發行之紙幣及應付款項、暫時一律不准兌現付現、一俟大局定後、即行頒布院令、定期兌付、所存之準備現款、應責成兩行一律封存、至各省地方、應由各將軍、都統、巡按使、凡有該兩行分設機關地方官、務即酌派軍警監視該兩行、不准私自違令兌現付現、並嚴行彈壓禁止滋擾、如有官商軍民人等、不收該兩行紙幣或授受者、自行低減折扣等情、應隨時嚴行究辦、依照國幣條例第九條辦理、一而與商會及該兩行接洽、務期同心協力、一致進行、並飭該兩行將所有已發行兌換券種類類數、剋日詳晰列表、呈報財政部、以防濫發、仰各切實遵守此令

北京に總行を持つ政府銀行たりし中國銀行、交通銀行は北京に於て民國五年遂に兌換停止、支拂禁止に立至つたが、その原因は銀行業務の經營難から發したのではなく、袁世凱の即位について北京政府が總額二千萬圓を超えたと稱せられる異常なる準備資金を必要とした結果招來されたものであつた。財政部は國立博物館を抵當に

21) 總行は總管理處にして、北京に於ける營業の實體は北京分行であつた。  
22) E. Kann, *ibid.* p. 118.

五百萬元の融資も講じたのであつたが、結局失敗に歸し、各銀行の現銀準備銀に收入の途を求むる外には残れる方策なきかに至つた。交通銀行は交通部系領袖たる梁士詒によつてその財源を袁世凱に委したのであるが、中國銀行はかねて交通銀行との間には公然たる拮抗があり、財政部に對しての態度は中國銀行は消極的に止つたが、梁士詒の支配下にありし交通銀行は資金の貸出に消極的ではなかつた。政府は民國五年四月二十一日、閣僚の一名を中國銀行に入れて中國銀行の資金統制の強化に當れる所があつたが、同年五月十二日には中國、交通兩銀行に向つて暫時兌換停止、支拂禁止の舉に出で、所有の準備現銀並に手許預り金には一律に封緘が行はれた。カンはこの間の事情につきこの三週間の中に中國銀行の所有現銀が支拂停止を要したる程に涸渇したことも考へられるが、又一面には中國銀行の内容は比較的堅實なりとしてもこれを措いて、窮迫せる交通銀行の立場のために梁士詒の進言により兩者を共に兌換停止、支拂禁止に至らしめたことも考へることは可能なりと評してゐる。<sup>23)</sup>

兌換停止命令發布以後、政府側としては臨時財政委員會を設けてこれが善後の辦法につき討究する所があり、「本會爲辦理銀行暫停付現、及維持市面事宜而設、名曰臨時委員會設立於財政部」を建前として組織され、停兌換の辦法が五月十四日通電され各省一律に處置せしめんとしたものであつた。併し乍ら國務院の院令宣布以後の各省に於ける地方情況は同じからず、兌換停止の主張あり、或は暫時制限兌換あり、或は兌換繼續の要求が出たのであつた。北京に於ては總商會が乗出して辦法を講じて居り、天津では直隸全省金融維持會が組織されて救済に資せんとするの舉に出たのであつた。これが對策としては銅元、小銀元の鑄造による小民の生計救済に重點が置かれて居り、自治機關の結成により流通市面の維持を圖らんとするものであつた。この兌換停止は銀元票につ

23) E. Kann, *ibid.* p. 140. August 11, 1937.

24) E. Kann, *ibid.* p. 142. 並に五月十二日國務院發布命令に國幣條例第九條と云へるは國幣條例施行細則第九條と解すものなるべし。

いての措置であつたが、中國、交通兩銀行は銅元票も發行してゐたのであつて、これも遂に不換に陥り、小民生活を一段と困窮せしめたものゝ如くである。

かくして兌換停止が行はれたる中國、交通兩銀行紙幣についてはこれが收受の拒絶或は價格低減のことは禁止されたのであつて、これに違反する者は國幣條例第九條<sup>24)</sup>によつて罰せられることになつた。

即ち兌換停止に於ては紙幣は割引かれて受授されることは禁制となつてはゐたが、商賈はこの間に處しては物價を引上げざるを得ず、換言せば生計費は急激に騰貴したからして、貧窮生活者は打撃甚大であつて、然も物價の騰貴に拘らずそれに對應すべき貨銀の引上が行はれなかつたから被害が致命的とならざるを得なかつた譯である。<sup>25)</sup>北京に於ける中國銀行、交通銀行券についての總商會の採りたる辦法は迅速に兌換銅元機關を數多く開設することであつた。これが實狀を知るの一端として次の記録を見る。

先づ銅元票について特設の兌換處(東單牌樓)が設けられたが、銅元票百枚を兌換する特權を得るには數時間を費して列をなして待たねばならなかつたと謂ひ、然も銅元三十仙並に新銅元票二十文を受取り得るに過ぎぬものであつた。更に兩行の十元票に限りての一部兌換の如きに於ても兌換の時間は短く、これが請求者の堵列は長かつたと形容された。

やがて中國銀行は無條件に兌換支拂再開を試みんとしたが、他方交通銀行は停止のまゝを持續せんとするものゝ如くであつた。<sup>26)</sup>兌換停止の實施されたるは北京、天津、其他一二所であつたが、不換紙幣の一律通用は物價騰貴を惹起し、金融を阻害したる事は既述の如きものがあつたからして、當然これが整理を必要とし、建議案を得

25) E. Kann, *ibid.* p. 141.

26) E. Kann, *ibid.* p. 142.

て、結局先づ中國銀行より兌換を開始し、徐ろに交通銀行に及んだ。民國五年十月二十六日中國銀行總裁徐恩元は各方面の盼望に答えて國務會議の議決を經、先行して兌換を開くに至つたのである。

一九一六年六月三日 Peking Gazette は交通銀行券發行總高は一億五千九百萬圓、中國銀行券は五千萬元なりしと報じてゐるが、支那側資料は更に少額にして、即ち交通銀行券八千萬圓、中國銀行券三千四百萬元なりしを示した。<sup>27)</sup>尙同日の Peking Gazette は、反擊されずに通過し得たのであるがとして "It is definitely known that the coffers of the Bank of Communications are empty" の記述を報じてゐる。而して交通銀行券は中國銀行北京發行券よりも約五—十五%の低價として流通したのである。<sup>28)</sup>

其後若干の變遷を経て、財政總長の幣價提高の策あり、王克敏、曹汝霖による公債發行による整理京鈔の策が採られ、民國七年五月の短期公債並に民國七年の六釐公債の發行があり、中國、交通銀行券の回收に當てられることになり、紙幣發行額の減少は紙幣信用を増高せしむべしとして、公債發行の日は即ち北京紙幣整理の根本計劃成立の日なりと敍せられたるを見る。<sup>29)</sup>

かくて公債の償還に至り、約十年の遅延は見たが減價せる全北京紙幣は終局的には平價で、銀に兌換されると云ふことに到達した。財政部は擔保として海關收入の剩餘を選定したのであり、公債は市場に相場付けられたがこれは政局の變遷に伴ひ最低（一九二二年）四四・三パーセントから最高（一九二六年）九八・五パーセントに上下した。カンはこのが許多にして不堅固なりし紙幣發行の芳しからざる終結にして、それは大多數の一般民衆に苦痛を齎し然も何人にもそれに相應せる利益を與へたものでなかつたことを結びとしてゐる。

前掲中國銀行一九二九年年度營業報告の株主總會に於ける公表に依れば、かかる多額の不換紙幣の整理は、一部は政府より公債發行により、一部は同行自身が適宜の基金を設定してこれが遂行に當つたのであり、同行は十年間を要して、この六千萬圓の整理

27) 1916年の中國銀行券發行高は Peking Gazette (6月3日) によれば 34,000千元であり、前表 Kann の數字によれば 46,437千元にして、中國銀行 1929年度營業報告の株主總會に於ける 1916年(10月)の流通高は 60,000千元である。(R. Kann, *ibid.* p. 142) これが發行高計上の内譯不明なるを以て當否は別として一應その數字を比較して置く。



完了に最善を盡したものであった。中國並に中國銀行の受けた損害は甚大なものであった。<sup>30)</sup>

袁世凱の政策に協力を好まなかつた中國銀行としては、その各分行、分號がこの兌換停止、支拂禁止の舉に默認的立場を採らんとする傾向にありしは既述に於ても徴し得べきである。中立又は獨立の諸省にありし分行は該地方將軍の勢力の背後に掩護の立場を持したが、就中上海分行は命を奉ぜず、外國辯護士を管理人とせし別途の方法を以て對策を講ずる所があつた。即ち同分行財産負債を右辯護士に管理保護のため交付し、一面五月十三日各預金の支拂、紙幣の兌換に應ずることとした。其の辦法は左の如くであつた。

- (一) 上海中行由股東聯合會、舉定監察員一人、到行監察、全行事務、悉歸股東聯合會主持
- (二) 本行所有財産負債、移交外國律師代表股東管理一切、并隨時有查賬之權
- (三) 上海分行鈔票、將準備金移交外國律師保管隨時兌現
- (四) 所有存款均到立兌
- (五) 將來各商家設有損失、悉歸股東聯合會負責<sup>31)</sup>

中國銀行上海分行は株主聯合會を組織して上海實業界と協調して發行券の兌換に應じたのであつて、これ中國銀行の信頼を引上げ、同行紙幣流通圈を擴大せる基礎をなしたるものとも稱せられる。同行はこの經驗に徴して發券銀行としては、四圍の干渉より自由の立場を確保すべしとして、翌六年十一月、條例の修改を呈請するに至つたが、それは既述の資本構成の項と照合して、修正前後の實情を明確ならしめ得るものである。即ちこの修正に於ては同行の地位確保のために役員規定を改正して總裁、副總裁は株主總會の選出にかゝる董事の中より推任される等の強化策が講ぜられてゐるが、これ等についてはこゝでは省略することにする。<sup>32)</sup>かくて同行は政府中央

28) E. Kann, *ibid.* p. 141.

30) E. Kann, *ibid.* p. 142.

32) 中國銀行則例第十六條、

29) 前掲、中華銀行史、pp. 155-157.

31) 前掲、中華銀行史、pp. 147-148.

修正中國銀行則例第十六條、中國銀行章程第二十六條

參照。

銀行としてよりも寧ろ商業銀行としての役割を強調し、業績の向上は政府公金の取扱よりも民間金融への重點に置換されたる角度に於てであつた。民國初期の不安定期に處せしにも不拘同行が業績を進展せしめ得たる所以はこの民國六年一九一七年に於ける修正案に預るもの大なりと稱せられるはこの經過的實狀に照合して意義を深めるものである。<sup>33)</sup>

民國初年に於ては單數發行制度による紙幣統一へ近接せんとする現れとして所謂中央銀行たる中國銀行の發券事項に於て民國金融の基礎を固めんとする機運を一應見ることが出來たが、完全中央銀行に於ける紙幣の發行統一は先きに光緒三十三年十一月郵傳部の奏設にかかる交通銀行もこれが發行を持續したるにより、<sup>34)</sup>單一發行制度として中國銀行が總攬するには至らなかつた。前清末季、中央政府は紙幣發行權の統一を提唱し乍ら、光緒三十四年公布の銀行通行則例第一條に於て「發行市面通用銀錢票」は銀行業務の一たるが規定され、紙幣の發行は恰も銀行業務の一たるが如き立場に於て多數發行制が默過された一面を見たのであつたが、中國銀行の初期に於ても如上の經過を辿つたものであり、又一面に於て民國五年十月公布(九年修正)の取締紙幣條例に於て企圖せる未發紙幣への發行抑制、既發紙幣への回收整理も實效を擧げ得たるものではなかつた。<sup>35)</sup>

中央銀行としての兌換券發行統歸に至らず、他面に於ては省政府發行券あり、特種銀行發行券あり、商業銀行發行券あり、更に中外合辦銀行發行券あり、在支外國銀行發行券あり、銀行發行の兌換券に限りての類別のみに於ても鈔上の項目を擧げ得るのであり、更にこの兌換券の統一については銀元による支那の幣制統一問題を側面より考究の對象としなければならぬのであり、又併せて當時のウキッサリングの幣制改革案等によりその幣制改革が持つべき意義を明確ならしめなくてはならぬのである。<sup>36)</sup>

33) 中國銀行總管理處經濟研究室、中國重要銀行最近十年營業概況研究 p. 48.

34) 前清奏定交通銀行章程宗旨、民國修改交通銀行則例第十三條參照、

35) 張輯頤、中國金融論、pp. 107-109.

36) 侯厚培、中國貨幣沿革史、pp. 154-158. 崔曉岑、中央銀行論、pp. 243-244.

G. Vissering, On Chinese currency, Volume I, p. 13. 14, 57, 111, 155, 156.